

法人内事業所新型コロナウイルス感染者発生について(第3報)

去る1月5日(火) デイセンターすぎの芽(通所事業所)を利用する利用者様1名の感染が判明し、保健所の指導の下、直ちに入院となりました。1月6日(水)より当該事業所は休所としました。

感染拡大防止の観点から保健所との協議の下、当該事業所の利用者様及び職員のPCR検査を1月8日(金)に実施しました。その結果、利用者様2名の陽性が判明しました。

この方々は保健所の指示に従い、自宅療養に入っています。この利用者様のご家族については、1名のご家族様についてはPCR検査の結果全員陰性となり、もうお一人の方のご家族様は自宅にて様子観察の状態です。

また当該検査時の接触状況から、更なる安全確保のため、関係者の追加検査を1月12日(火)自主的に実施しました。結果、本日1月14日(木)全員陰性の判定となりました。

行政機関の指導の下、当該事業所を1月6日(水)から1月18日(月)まで休所としましたが、**1月19日(火)より平常通り開所することいたしました。**

新型コロナウイルス感染防止活動は昨年より取り組んで参りましたが、結果として皆様にご心配とご迷惑をお掛けすることになり心よりお詫び申し上げます。

休所期間中の利用者様、保護者様のご心配への対応、ご家庭での検温結果や健康状態の把握、過ごし方など職員の電話での連絡相談、及び緊急対応については関係機関と協議の上、都度対策を講じて参りました。

首都圏をはじめ栃木県でも緊急事態宣言が発令される中、今回の感染者発生により当該法人として経験したことを次への糧となる様、細心の注意を払いながら進めて参りますのでご理解ご協力をお願い申し上げます。

本件に関する連絡先は

対策本部事務局 TEL 028-667-8091
FAX 028-667-8092 までお願いします

令和3年1月14日
社会福祉法人すぎの芽会